

静岡県告示第382号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和2年5月26日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社文長	袋井市国本 2463 番地の 5	すこやか山梨	袋井市下山梨 2丁目10-30	令和2年5 月1日	放課後等デ イサービス	知的障害児・ 発達障害児